

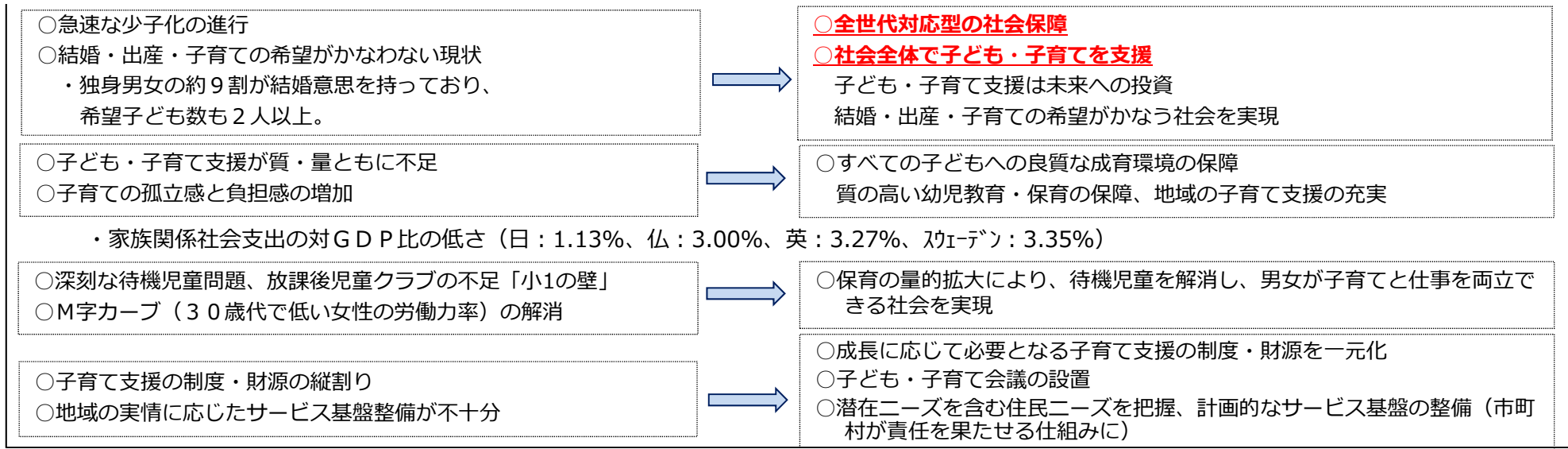
子ども・子育て新システムについて

平成23年5月12日

内閣府

～ 子ども・子育て新システムについて ～

基本的考え方



改革案の具体的内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、**社会全体で子ども・子育てを支援**

- すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設）

- ・ 質の高い幼児教育・保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

■新たな一元的システムの構築

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・サービスを実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○子ども・子育て会議（仮称）の設置

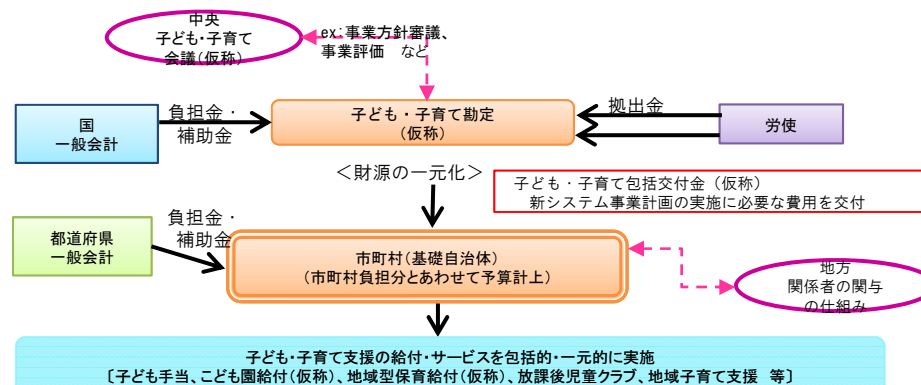
- ・有識者、地方公共団体、労使代表、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討

○社会全体（国・地方・事業者・個人）による費用負担

- ・国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化



【給付の全体像】

■ 子ども手当(現金)

- 子育て支援(一時預かり等)
- 妊婦健診
- その他の子育て支援
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
 - ・ 新システムの事業として市町村の独自給付

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)
: 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

■ 地域型保育給付(仮称)

- ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■ 放課後児童給付(仮称)

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約(仮称)
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
 - …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入(多様なサービス類型ごとの基準)
- イコールフットイング
 - ・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的な仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備 ～
市町村新システム事業計画の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

- ・ 多様な保育事業の量的拡大
～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。

- ・ 給付の一体化及び強化
～こども園給付（仮称）の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合施設（仮称）の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設（仮称）等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合施設（仮称）への移行により、保育が量的に拡大
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置（指定制）により、保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合施設（仮称）への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

地域における幼児教育・保育の計画的な整備(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ片働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ共働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ共働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ片働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等

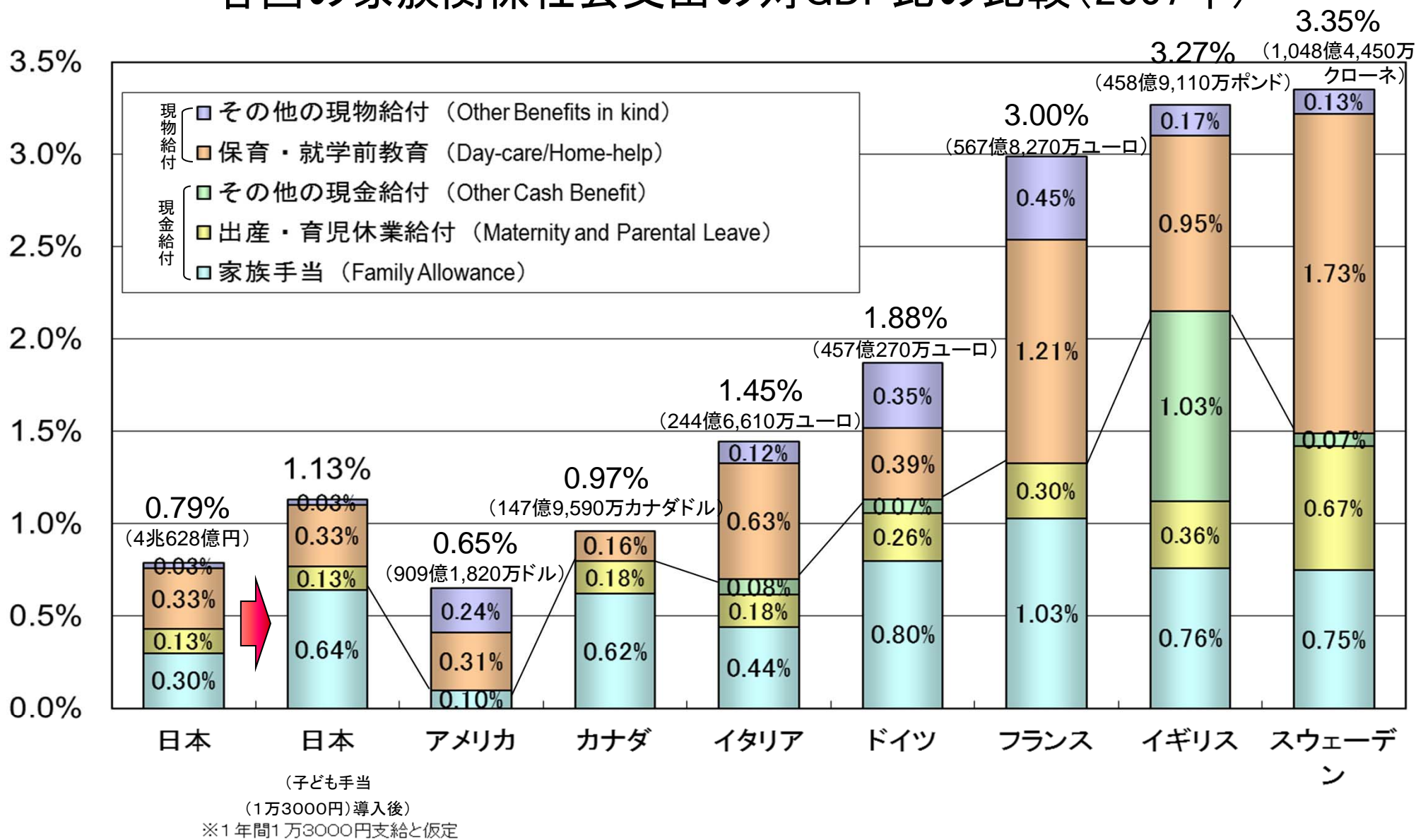
= 指定により、地域型保育給付(仮称)の対象

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

※ 指定対象は、質の担保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。総合施設(仮称)とは、従来「こども園(仮称)」と称していた学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2007年)



(注)「子ども手当(1万3000円)導入後」は、家族手当額について児童手当(2007年度9,846億円)を23年度当初予算における子ども手当給付額(2兆9,356億円)から上積み分(2,085億円)を減額したもの(2兆7,271億円)に単純に置き換えて試算したもの

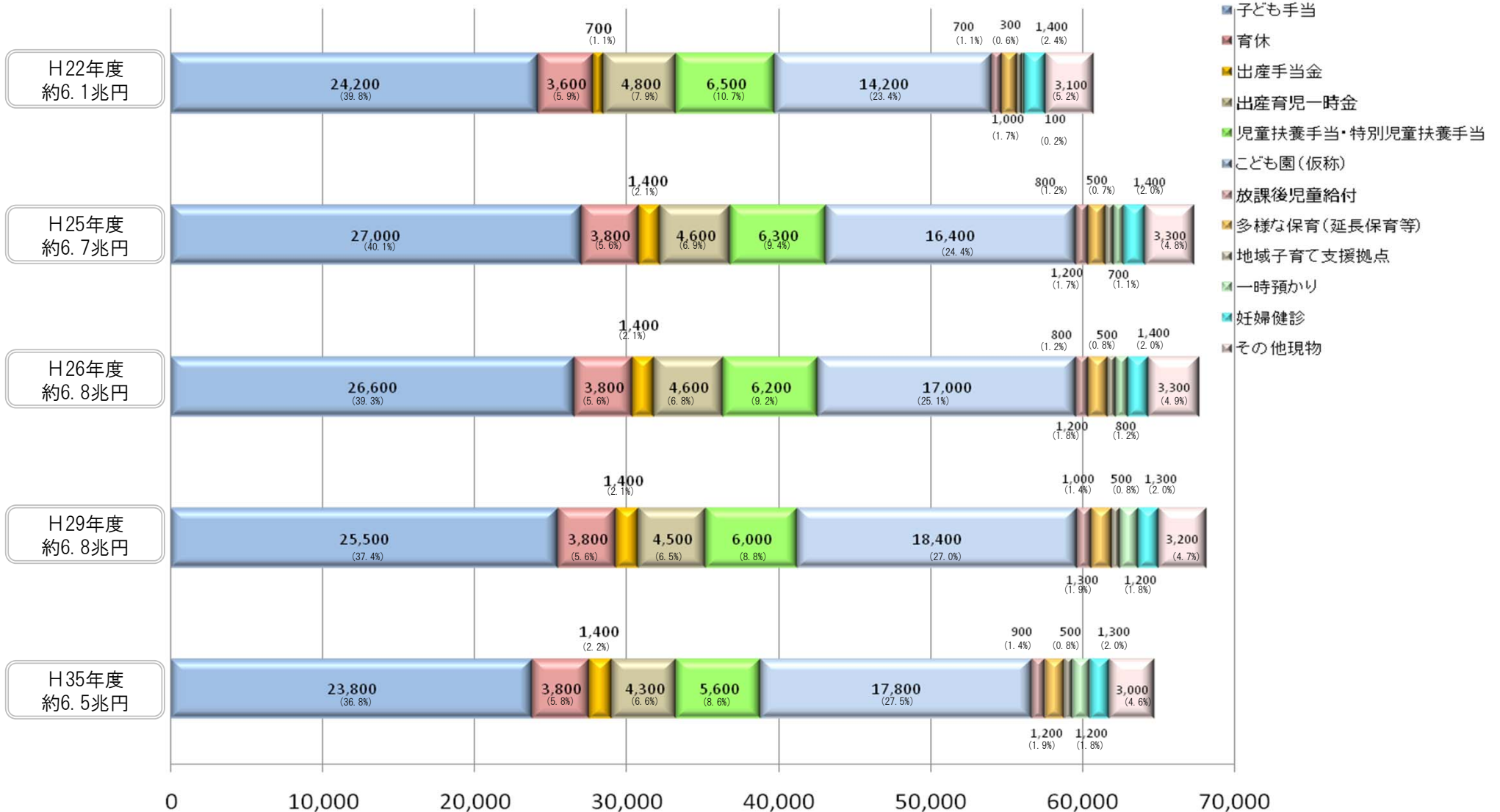
(資料)OECD: Social Expenditure Database (Version: November 2008) 2010.11.9取得データ 等

子ども・子育てビジョンに基づく現金給付＋現物給付の年次推移（量的拡大の推移）

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

<費用区分別>

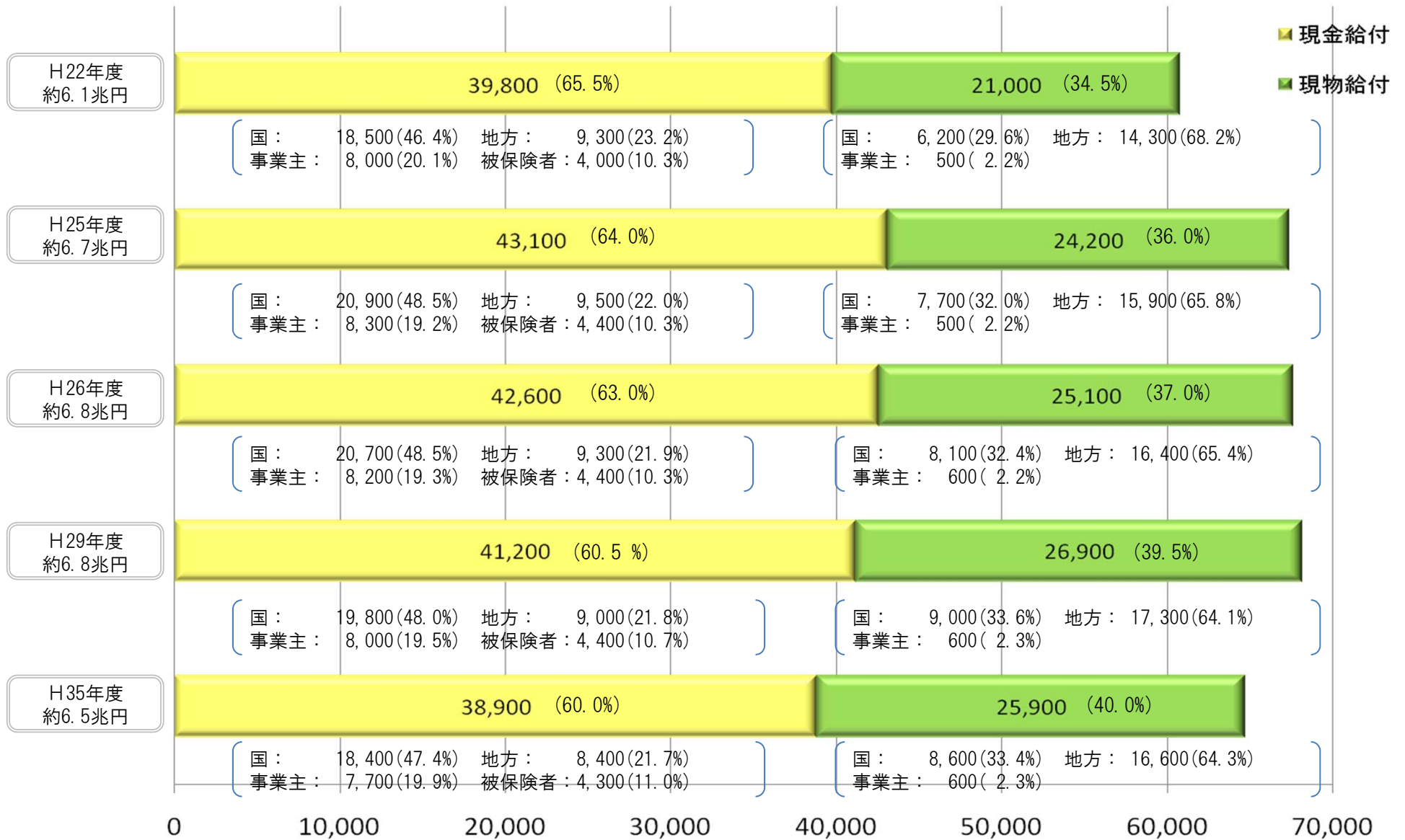
(単位：億円)



※ H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいる。

<現金・現物別>

(単位：億円)



「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う
《 個人に過重な負担 》

社会全体で子育てを支える
《 個人の希望の実現 》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

バランスのとれた
総合的な子育て支援

《 子育て家庭等への支援 》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算

《 保育サービス等の基盤整備 》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

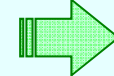
待機児童の解消等に向けた明確な数値目標
(5年後の姿)

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜ 保育サービスを受けている子どもの割合 ＞

〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人**(24%)

3歳未満児：75万人
全体：215万人



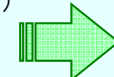
〔H26〕 3歳未満児の **3人に1人**(35%)

3歳未満児：102万人
全体：241万人

※ 年5万人の増

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)

〔現状〕 **5人に1人**(81万人)



〔H26〕 **3人に1人**(111万人)

「企業の取組」を促進

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業 ⇒ 2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

「地域の子育て力」を重視

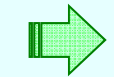
○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所 ⇒ 10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進

〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%**



〔H29〕

10% * 参考指標

○男性の育児参加を促進

〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ
男性の育児・家事時間 **1日 60分**



〔H29〕

1日 2時間30分 * 参考指標

主な数値目標等

	〔現状〕	〔H26目標値〕
安心できる 妊娠と出産		
○NICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	21.2床	⇒ 25～30床
○不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

	〔現状〕	〔H26目標値〕
地域の子育て力 の向上		
○地域子育て支援拠点事業	7100か所 （市町村単独分含む）	⇒ 10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
○一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
○商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

	〔現状〕	〔H26目標値〕
潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消		
○平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
○病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
○認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

	〔現状〕	〔H26目標値〕
男性の育児参加 の促進		
○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29） *参考指標
○男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29） *参考指標
○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） *参考指標

	〔現状〕	〔H26目標値〕
社会的養護の充実		
○里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
○児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

	〔現状〕	〔H26目標値〕
子育てしやすい 働き方と企業の取組		
○第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29） *参考指標
○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 内閣官房副長官

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
 内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する